



福岡県医発第1587号(地)
平成30年8月31日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

公正競争規約についてのご理解とご協力のお願いについて

標記の件につきまして、衛生検査所業公正取引協議会より通知が参りましたのでご連絡申し上げます。

さて、同協議会は、消費者庁及び公正取引委員会の指導の下、設置され、検体検査の受託取引を不当に誘引する景品類の提供を制限する公正競争規約を運用し、業界の正常な商慣習の確立に努めています。

今般、真空採血管の無償提供禁止に関する説明とともに、平成30年度版「公正取引協議会のご案内」パンフレット及び医療機関の皆様へのお願いリーフレットを作成した旨別紙のとおり連絡がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件に関しご了解いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、

- 1) パンフレット及びリーフレットについては当該協議会のホームページ
(URL:<http://www.kensa-koutorikyo.org/>) よりダウンロード可能です。
- 2) 医師会共同利用施設の臨床検査センターへは、本会より直接通知致します。

小郡三井医師会より

会長 島田昇二郎

平成 30 年 8 月 9 日

都道府県医師会 会長 殿

衛生検査所業公正取引協議会
会 長 江 川 洋



公正競争規約についてのご理解とご協力をお願い

謹啓 盛夏の候 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協議会会員に対し格別の御愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、衛生検査所の使命は、医療機関の先生方に正確で十分に品質保証された検体検査の情報を迅速に提供することであり、ひいては国民医療に貢献する役割を担うものと自負しているところであります。今後も、この使命と役割を果たすべく鋭意努力してまいりますので、ご支援の程お願いいたします。

一方、私ども衛生検査所は消費者庁と公正取引委員会の指導の下、昭和 59 年に公正取引協議会を設置して、検体検査の受託取引を不当に誘引する景品類の提供を禁止する「公正競争規約」を運用し、業界の正常な商慣習の確立に努めてまいりました。ちなみに、同様な公正競争規約を設けている業界は、医療用医薬品、医療機器をはじめ、不動産、家電、牛乳、銀行、自動車、旅行業など 80 業界に及び、それぞれの業界における正常な商慣習の確立に取り組んでいる状況にあります。

最近における当協議会の主な活動は、真空採血管の無償提供禁止への取組みであり、会員衛生検査所は、医療機関の皆様へ、真空採血管は医療器具であり衛生検査所が医療機関へ無償提供することは、公正競争規約で禁止されている旨ご説明に努め、ご理解をいただいていたところであります。当協議会としては、今後も引き続き公正競争規約の普及に努めるとともに、遵守への取組みを更に強化してまいります所存です。

この度、平成 30 年度版「公正取引協議会のご案内」パンフレット及び医療機関の皆様へのお願いリーフレットを作成しましたので同封させていただきます。

公正競争規約により、真空採血管をはじめとする検体採取用具類、検査機器等の無償提供、長期無料検査等は禁止されていることについてご理解いただき、その旨、貴医師会会員の皆様にご周知賜りたくお願い申し上げます。

また、医師会臨床検査センターに対しましても同規約の趣旨にご賛同いただき、ご協力くださいますようご周知いただければ幸いです。何卒、よろしくお願い申し上げます。

謹白

【連絡先】

衛生検査所業公正取引協議会 小番、吉武

〒112-0004 東京都文京区後楽 2-3-28 K.I.S 飯田橋 2 階

電話/FAX : 03-5805-0250

Eメール : info@kensa-koutorikyo.org

各医師会通知



公正取引協議会の ご 案 内

衛生検査所業公正取引協議会

<http://www.kensa-koutorikyo.org/>



目 次

■ ごあいさつ（役員一覧）	1
■ 衛生検査所業公正取引協議会とは	2
■ 組織と運営	2
■ 消費者庁及び公正取引委員会と 公正取引協議会の関係	3
■ 公正競争規約設定までの流れ	3
■ 景品表示法と公正競争規約の関係	4
■ 公正競争規約による制限内容	5
■ 告示・規約・施行規則	7
■ 会員一覧	12

ごあいさつ



会長 江川 洋

ご承知のとおり、今や検体検査は医療において重要不可欠な分野であり、そのデータは適切な医療を行う上で欠くことのできない情報となっています。衛生検査所では、この検体検査の精度を向上維持するとともに、迅速に検査データを医療機関へ報告する努力を重ねて参りました。こうした努力により、今では検体検査の多くが衛生検査所で実施されており、国民の医療を支える存在として評価を得ているものと思っています。

当業界では、景品類の提供による不当な顧客誘引を防止し業界における正常な商慣習を築くため、昭和 59 年 10 月、衛生検査所業公正取引協議会を設置し、景品表示法に基づき、消費者庁長官と公正取引委員会の認定を受けた『衛生検査所業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約』を運用しています。

医療の一翼を担う衛生検査所が、コンプライアンスにおいて社会的責任を果たす上でも規約は遵守されなければなりません。引き続き、規約の完全遵守を目標に掲げ、この目標達成のため、全会員が規約を再認識し、規約違反を『しない』『させない』『認めない』を合言葉に、諸活動に取り組んで参りたいと考えています。

当協議会の活動に対して、医療機関、医療関係者の方々をはじめとする関係各位の更なるご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

役員一覧（理事 32 名、監事 3 名）

（平成 30 年 5 月 25 日現在）

役 職	氏 名	所 属
会 長	江 川 洋	(株) シー・アール・シー
名誉会長	伊 達 忠 一	札幌臨床検査センター (株)
副会長	上 岡 千 介	(株) LSI メディエンス
副会長	久 川 芳 三	(株) 保健科学研究所
副会長	近 藤 健 介	(株) ビー・エム・エル
副会長	佐 藤 和 宏	(公社) 宮城県医師会
副会長	東 俊 一	(株) エスアールエル
副会長	松 原 宣 正	(株) ファルコバイオシステムズ
専務理事	近 藤 功 治	衛生検査所業公正取引協議会
常務理事	吉 武 三 男	衛生検査所業公正取引協議会
理 事	相 徳 正 俊	(株) 兵庫県臨床検査研究所
理 事	砂 金 悟	(株) エスアールエル
理 事	大 藪 正 樹	(一社) 京都微生物研究所
理 事	岡 内 伸 介	(株) 四国中検
理 事	小 川 眞 史	(株) エスアールエル
理 事	金 村 茂	衛生検査所業公正取引協議会
理 事	久 川 聡	(株) 保健科学研究所
理 事	楠 智	(株) LSI メディエンス

役 職	氏 名	所 属
理 事	久 米 大 輔	(株) キューリン
理 事	小 林 仁	(株) 江東微生物研究所
理 事	佐 守 友 博	(株) 日本食品エコロジー研究所
理 事	下 川 絹 次 郎	(株) サンリツ
理 事	竹 林 伸 二	(株) 大阪血清微生物研究所
理 事	田 中 雅 和	(株) 京浜予防医学研究所
理 事	近 本 陽 一	(株) 福山臨床検査センター
理 事	寺 岡 重 樹	(株) メディック
理 事	橋 本 充	(株) 江東微生物研究所
理 事	平 田 隆 志	(株) 北陸シーピーエル
理 事	広 田 周 一	(株) 近畿予防医学研究所
理 事	松 本 誠	(株) エスアールエル
理 事	森 田 宗 一 郎	(有) 久留米臨床検査センター
理 事	横 山 強	(一財) 総合保健センター
監 事	新 井 孝 志	(株) 日本医学臨床検査研究所
監 事	大 堀 春 夫	(株) 江東微生物研究所
監 事	早 川 吏	(株) 早川予防衛生研究所

衛生検査所業公正取引協議会とは

衛生検査所業公正取引協議会（公取協）は、景品表示法に基づき、消費者庁長官と公正取引委員会の認定を受けた「衛生検査所業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約」の運用機関として設立された業界団体です（昭和 59 年 10 月設立）。

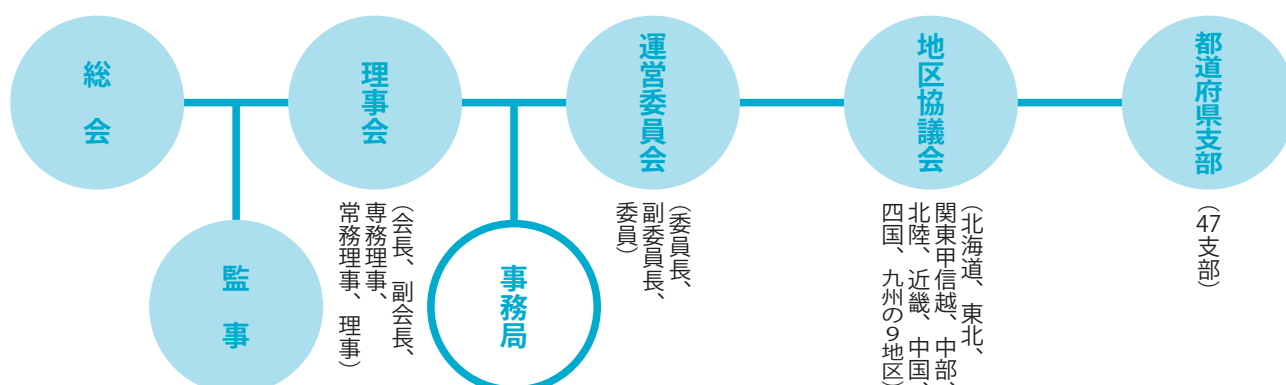
医療機関等からの臨床検査における検体検査の受託取引に際して、公正かつ自由な競争が行われるためのルールを定めた公正競争規約の周知徹底と公正競争規約に関する相談、指導等を主な事業としています。



組織と運営

公取協は、医療機関等からの臨床検査における検体検査の受託を事業とする衛生検査所 373 会員（110 社）により構成されています（平成 30 年 5 月現在）。

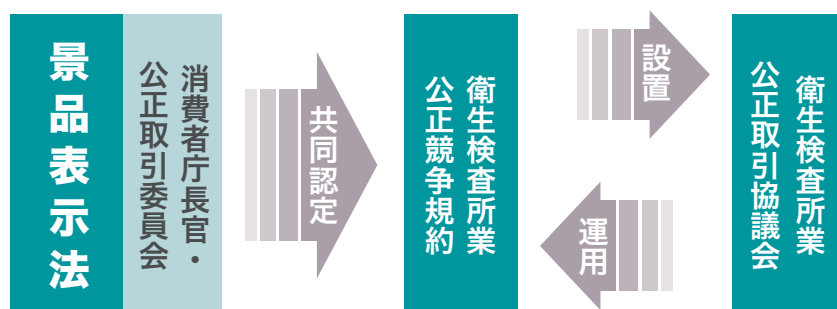
運用体制は、総会の下に理事会が置かれ、その下に 16 名で構成される運営委員会が設置されています。また、全国に 9 地区公正取引協議会を設置し、その下に都道府県単位に支部を置いています。



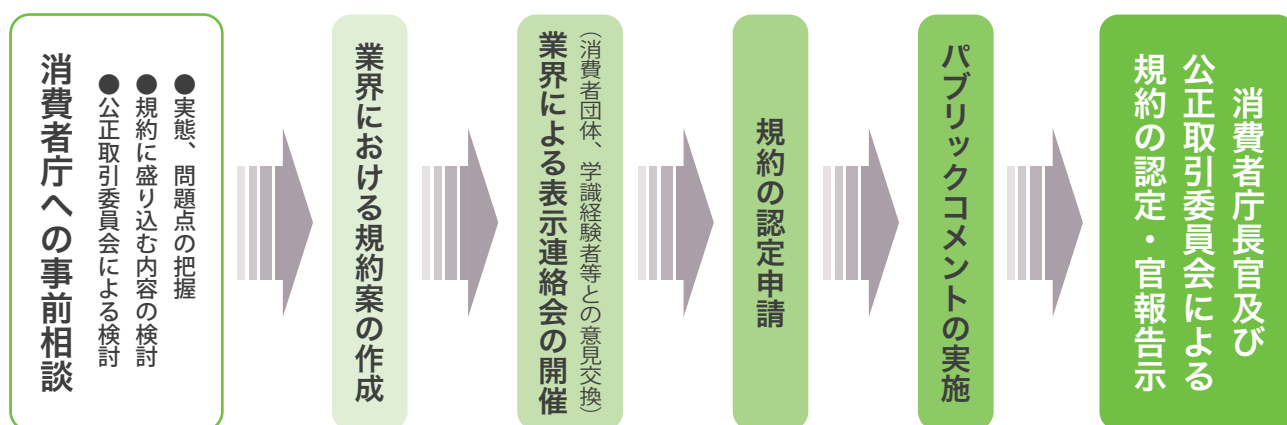
消費者庁及び公正取引委員会と公正取引協議会の関係

公取協は、衛生検査所業公正競争規約を運用する業界の自主規制団体です。監督官庁は消費者庁と公正取引委員会です。

当業界と同様に設置されている公正取引協議会は、医療用医薬品をはじめ、医療機器、不動産、自動車、家電、牛乳、銀行、旅行業など 80 業種にわたっており、それぞれの業界における正常な商慣習の確立に取り組んでいます。



公正競争規約設定までの流れ



公正競争規約認定の要件（景品表示法第 31 条第 2 項）

- 1 不当な顧客の誘引を防止し、公正な競争を確保するために適切なものであること。
- 2 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないこと。
- 3 不当に差別的でないこと。
- 4 公正競争規約に参加し、又は公正競争規約から脱退することを不当に制限しないこと。

景品表示法と公正競争規約の関係

景品表示法

第4条

景品類の制限及び禁止

内閣総理大臣（消費者庁長官）は、……景品類の価額の最高額若しくは総額、種類若しくは提供の方法その他景品類の提供に関する事項を制限し、又は景品類の提供を禁止することができる。

告示

医療用医薬品業、医療機器業及び衛生検査所業における景品類の提供に関する事項の制限

（平成9年告示第54号）

消費者庁が運用

第31条

協定又は規約

事業者又は事業者団体は、……景品類又は表示に関する事項について、内閣総理大臣（消費者庁長官）及び公正取引委員会の認定を受けて、……協定又は規約を締結し、又は設定することができる。

消費者庁長官及び公正取引委員会

共同認定

衛生検査所業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約

（昭和59年9月認定）

公正取引協議会が運用

商慣行として参酌

相互に補完

説明

- 1 告示は、法律と一体のものとして消費者庁が運用し、国内のすべての企業に適用されるが、公正競争規約は、公正取引協議会が運用し、直接的には協議会会員のみ適用される。
- 2 しかしながら、公正競争規約は、消費者庁長官及び公正取引委員会がその業界の公正取引のルールとして認定したものであることから、消費者庁が告示を判断するに際しては、公正競争規約の定めが参酌されることになる。
景品表示法と公正競争規約は、相互に補完する関係にある。

公正競争規約による制限内容

衛生検査所業公正競争規約は、景品表示法に基づき、消費者庁長官と公正取引委員会の「認定」を受けて設定した業界の正常な商慣習確立のためのルールです。

■提供できない景品類

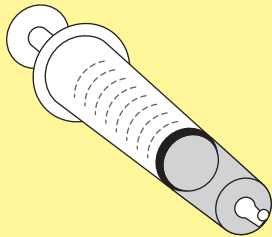
- ・ 物品（真空採血管、医療用具、遠心分離機、事務機器、贈答品など）及び土地、建物等
- ・ 金銭（費用の肩代わりを含む。）、金券、株券、商品券などの有価証券等
- ・ きょう応（映画、演劇、旅行、その他催物等への招待や優待を含む。）
- ・ 便益、労務その他の役務（無料検査、レセプト・書類の搬送など）

■例外的に提供が制限されない景品類

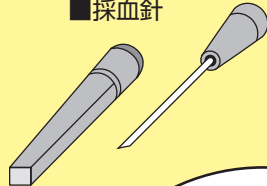
- ・ 検体を医療機関から自社の検査センターまで保管輸送するための容器（検体採取など他の用途にも使用できるものは含まない。）又は便益を高めるような物品の提供
- ・ 衛生検査に関する情報その他自社の衛生検査に関する資料、説明用資材等の提供
- ・ 短期間のテスト検査（原則 1 週間以内、新検査法による比較検査及び研究用検査は 4 週間以内）の提供
- ・ 慣例として行われる自社主催の忘年会等の親睦の会合、自社の創立記念行事等における「社会通念上華美過大にわたらない範囲」での景品提供

**次に示すのは、無償提供が禁止されている
容器・検体採取用具類の一例です**

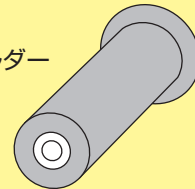
■採血シリンジ



■採血針



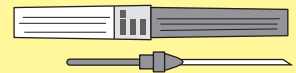
■採血ホルダー



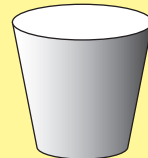
■真空採血管
(3種検査用及び
特殊検査用のすべて)



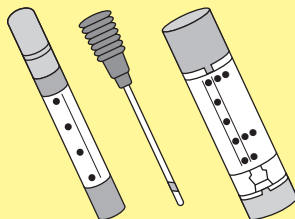
■マルチ針



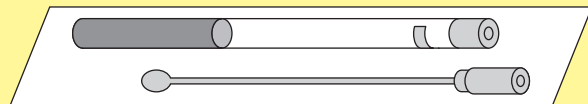
■ハルンカップ



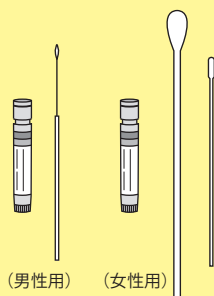
■便ヘモグロビン



■検体採取用具セット



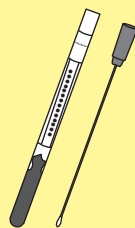
■クラミジア・淋菌用容器



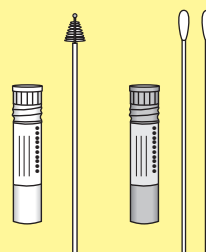
(男性用)

(女性用)

■細菌検査用スワブ



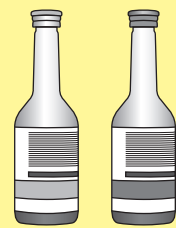
■HPV容器



(検診用)

(妊婦用)

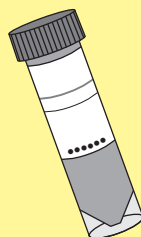
■血液培養容器



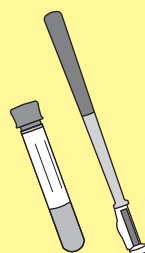
(好気用)

(嫌気用)

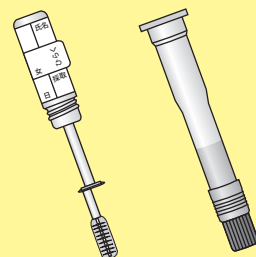
■喀痰管



■婦人科自己採取容器



■便中H.ピロリ抗原用採便管



告示・規約・施行規則

「医療用医薬品業、医療機器業及び衛生検査所業 における景品類の提供に関する事項の制限」

(全部変更 平成 9 年公正取引委員会告示第 54 号)

(最終変更 平成 28 年内閣府告示第 124 号)

医療用医薬品の製造又は販売を業とする者、医療機器の製造又は販売を業とする者及び衛生検査を行うことを業とする者は、医療機関等に対し、医療用医薬品、医療機器又は衛生検査の取引を不当に誘引する手段として、医療用医薬品若しくは医療機器の使用又は衛生検査の利用のために必要な物品又はサービスその他正常な商慣習に照らして適当と認められる範囲を超えて景品類を提供してはならない。

備 考

- 1 この告示で「医療用医薬品」とは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号)第 2 条第 1 項に規定する医薬品であって、医療機関等において医療のために使用されるものをいう。
- 2 この告示で「医療機器」とは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 2 条第 4 項に規定する医療機器であって、医療機関等において医療のために使用されるものをいう。
- 3 この告示で「衛生検査」とは、人体から排出され、又は採取された検体について行う臨床検査技師等に関する法律(昭和 33 年法律第 76 号)第 2 条に規定する検査をいう。
- 4 この告示で「医療機関等」とは、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 に規定する病院及び診療所、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 8 条第 27 項に規定する介護老人保健施設、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 2 条第 12 項に規定する薬局その他医療を行うもの及び衛生検査を委託するもの(これらの役員、医療担当者その他従業員を含む。)をいう。

「衛生検査所業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約及び施行規則」

(公正競争規約最終変更 平成 28 年 6 月 27 日認定)

(同年 7 月 8 日告示)

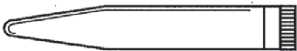
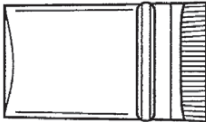
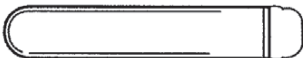
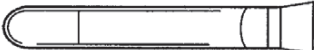
(施行規則最終変更 平成 22 年 7 月 8 日承認)

公正競争規約	施行規則
(目 的) 第 1 条 この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）第 31 条第 1 項の規定に基づき、衛生検査所業における不当な景品類の提供を制限することにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。 (定 義) 第 2 条 この規約において「衛生検査」とは、人体から排出され、又は採取された検体について行う臨床検査技師等に関する法律（昭和 33 年法律第 76 号。以下「技師法」という。）第 2 条に規定する検査をいう。 2 この規約において「事業者」とは、技師法第 20 条の 3 第 1 項に規定する衛生検査所を開設し、衛生検査を行うことを業とする者をいう。 3 この規約において「医療機関等」とは、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 に規定する病院及び診療所、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 27 項に規定する介護老人保健施設その他衛生検査を委託するものをいい、これらの役員、医療担当者その他従業員を含む。 4 この規約において「景品類」とは、顧客を誘引するための手段として、方法のいかんを問わず、事業者が衛生検査の受託取引に附随して、相手方に提供する物品、金銭その他の経済上の利益であって、次に掲げるものをいう。ただし、正常な商慣習に照らして値引き又はアフターサービスと認められる経済上の利益及び正常な商慣習に照らして当該取引に付属すると認められる経済上の利益は、含まない。 (1) 物品及び土地、建物その他の工作物 (2) 金銭、金券、預金証書、当せん金付証券及び公社債、株券、商品券その他の有価証券 (3) きょう応、(映画、演劇、スポーツ、旅行その他の催物等への招待又は優待を含む。) (4) 便益、労務その他の役務	(用語の意味) 第 1 条 衛生検査所業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約（以下「規約」という。） 第 2 条第 3 項の「医療機関等」には、医療機関に所属する医師、歯科医師、薬剤師その他の医療担当者及び医療機関等の役員、従業員その他当該医療機関等において衛生検査の利用に関与する者（「医療業務関係者」）を含むものとする。

公正競争規約	施行規則
(景品類提供の制限の原則) 第3条 事業者は、医療機関等に対し、衛生検査の取引を不当に誘引する手段として、景品類を提供してはならない。ただし、前条第4項ただし書に規定する経済上の利益については、この限りではない。 2 前項の規定に違反する景品類の提供とは、衛生検査の利用を誘引する手段として提供する金品、旅行招待その他の経済上の利益をいう。 (提供が制限されない例) 第4条 この規約に違反しない景品類又は経済上の利益を例示すると、次のとおりである。 (1) 医療機関等における自社の衛生検査の利用に際して必要な容器類又は便益を高めるような物品の提供 (2) 衛生検査に関する情報その他自社の衛生検査に関する資料、説明用資材等の提供 (3) 施行規則で定める基準による短期間のテスト検査の提供 (公正取引協議会) 第5条 この規約の目的を達成するため、衛生検査所業公正取引協議会（以下「公正取引協議会」という。）を設置する。 2 公正取引協議会は、この規約に参加する事業者及びその事業者の団体をもって構成する。 (公正取引協議会の事業) 第6条 公正取引協議会は、次の事業を行う。 (1) この規約の周知徹底に関すること。 (2) この規約についての相談、指導及び苦情処理に関すること。 (3) この規約の遵守状況の調査に関すること。 (4) この規約の規定に違反する疑いがある事実の調査に関すること。 (5) この規約の規定に違反する事業者に対する措置に関すること。 (6) 不当景品類及び不当表示防止法及び公正取引に関する法令の普及並びに違反の防止に関すること。 (7) 関係官公庁との連絡に関すること。 (8) 会員に対する情報提供に関すること。 (9) その他この規約の施行に関すること。	(衛生検査の利用に際しての必要な容器類の基準) 第2条 規約第4条第1号の衛生検査の利用に際して必要な容器類は、別表のとおりとする。 (テスト検査の基準) 第3条 規約第4条第3号のテスト検査は、1週間以内とする。ただし、新検査法による比較検査及び研究用検査については、4週間以内とする。

公正競争規約	施行規則
(違反に対する調査) 第7条 公正取引協議会は、第3条の規定に違反する事実があると思料するときは、関係者を招致して事情を聴取し、関係者に必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その他その事項について必要な調査を行うことができる。 2 事業者は、前項の規定に基づく公正取引協議会の調査に協力しなければならない。 3 公正取引協議会は、第1項の調査に協力しない事業者に対し、当該調査に協力すべき旨を文書をもって警告し、これに従わないときは、10万円以下の違約金を課し、又は除名処分をすることができる。 (違反に対する措置) 第8条 公正取引協議会は、第3条の規定に違反する行為があると認められるときは、その違反行為を行った事業者に対し、その違反行為を排除するために必要な措置を採るべき旨、その違反行為と同種又は類似の違反行為を再び行わない旨、その他これらに関連する事項を実施すべき旨を文書をもって警告することができる。 2 公正取引協議会は、前項の規定による警告を受けた事業者がこれに従っていないと認めるときは、当該事業者に対し100万円以下の違約金を課し、若しくは除名処分をし、又は消費者庁長官に必要な措置を講ずるよう求めることができる。 3 公正取引協議会は、前条第3項又は前二項の規定により、警告し、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく文書をもって消費者庁長官に報告するものとする。 (違反に対する決定) 第9条 公正取引協議会は、第7条第3項又は前条第2項の規定による措置（警告を除く。）を採ろうとする場合には、採るべき措置の案（以下「決定案」という。）を作成し、これを当該事業者に送付するものとする。 2 前項の事業者は、決定案の送付を受けた日から10日以内に、公正取引協議会に対して文書によって異議の申立てをすることができる。 3 公正取引協議会は、前項の異議の申立てがあった場合には、当該事業者に追加の主張及び立証の機会を与え、これらの資料に基づいて更に審	(違反に対する措置) 第4条 規約第8条に規定する違反者に対する文書による警告は、あらかじめ事務局において略式（口頭又はメモ程度）の警告を発し、なお改めないものについて理事会の議決を経て警告を行うものとする。 2 文書による警告を受けた者は、再び違反を行わない旨の誓約書を衛生検査所業公正取引協議会（以下「公正取引協議会」という。）に提出しなければならない。

公正競争規約	施行規則
理を行い、それに基づいて措置の決定を行うものとする。 4 公正取引協議会は、第2項に規定する期間内に異議の申立てがなかった場合には、速やかに決定案の内容と同趣旨の決定を行うものとする。 (規則等の制定) 第10条 公正取引協議会は、この規約の実施に関する事項について規則を定めることができる。 2 前項の規則を定め、又は変更しようとするときは、事前に公正取引委員会及び消費者庁長官の承認を受けるものとする。 附 則 この規約の変更は、公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日(平成28年7月8日告示)から施行する。	(運用基準の制定) 第5条 公正取引協議会は、規約及びこの施行規則を実施するため、運用基準を定めることができる。 2 前項の運用基準を定め、又は変更しようとするときは、事前に公正取引委員会及び消費者庁長官に届け出るものとする。 附 則 この施行規則の変更は、規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日(平成22年8月4日告示)から施行する。

別 表	
■汎用管(除く真空管) 	■尿ポリ瓶 
■分離用管(血清、血漿用) 	■褐色尿ポリ瓶 
■尿一般検査用 	■ピペットチューブ 
■滅菌スピッツ(透明プラスチック) 	■組織片容器(ホルマリンなし) (透明プラスチック) 
■滅菌試験管(ガラス) 	■寒天培地 
■トランスポート培地 	■シャーレ 
	※同一用途の容器類はこれと準じて適用するものとする。

会 員 一 覧

平成 30 年 5 月 25 日現在

北海道地区協議会

株式会社エスアールエル
株式会社ＬＳＩメディエンス
株式会社帯広臨床検査センター
株式会社札幌病理検査センター
札幌臨床検査センター株式会社
株式会社第一岸本臨床検査センター
株式会社ビー・エム・エル
株式会社保健科学研究所

東北地区協議会

株式会社秋田病理組織細胞診研究センター
株式会社エスアールエル
株式会社ＬＳＩメディエンス
株式会社環境分析研究所
株式会社江東微生物研究所
有限会社酒田臨床検査センター
株式会社昭和メディカルサイエンス
株式会社西北五臨床検査センター
株式会社中央臨床メディエンス
DPR株式会社
有限会社東和微生物検査所
株式会社日本遺伝子研究所
株式会社日本微生物研究所
株式会社日本病理研究所
株式会社ビー・エム・エル
富士商事株式会社衛生検査所
株式会社保健科学研究所
公益社団法人宮城県医師会 健康センター
株式会社盛岡臨床検査センター

関東甲信越地区協議会

株式会社あすか製薬メディカル
株式会社アルプ
株式会社エスアールエル
株式会社エスアールエル北関東検査センター
株式会社エヌシーエル
株式会社ＬＳＩメディエンス
株式会社北里大塚バイオメディカルアッセイ研究所
株式会社京浜予防医学研究所
株式会社ケーアイエー細胞病理研究所
株式会社江東微生物研究所
株式会社サンリツ

株式会社ジャパンメディカル

有限会社湘南医化学検査センター
株式会社昭和メディカルサイエンス
株式会社セントラル医学検査研究所
株式会社組織科学研究所
株式会社第一臨床医学検査センター
株式会社立川臨床医学研究所
株式会社秩父臨床医学研究所
株式会社千葉細胞病理診断センター

つくば i-Laboratory 有限責任事業組合

デンカ・キュー・ジェノミクス合同会社 町田ラボラトリー
株式会社東京公衆衛生研究所
一般財団法人東京保健会 病体生理研究所
一般社団法人日本厚生団衛生科学研究所
株式会社早川予防衛生研究所
株式会社ビー・エム・エル
株式会社ファルコバイオシステムズ
株式会社福山臨床検査センター

株式会社北信臨床

株式会社保健科学研究所
株式会社保健科学東京
株式会社保健科学東日本
株式会社保健科学新潟
株式会社保健科学西日本
株式会社マイクロスカイラボ
株式会社町田予防衛生研究所

株式会社松戸メディカルラボラトリー
株式会社ミロクメディカルラボラトリー
株式会社武蔵臨床検査所
株式会社メディカルアート・ラボラトリー
株式会社メディカル ラボ
株式会社メディック

北陸地区協議会

株式会社アルプ
株式会社エスアールエル
株式会社ＬＳＩメディエンス
株式会社日研医学
株式会社ビー・エム・エル
株式会社北陸シーピーエル
株式会社ファルコバイオシステムズ
株式会社保健科学研究所

中部地区協議会

株式会社エスアールエル

株式会社L S I メディエンス

株式会社グッドライフデザイン

株式会社昭和メディカルサイエンス

一般財団法人総合保健センター

株式会社東海細胞研究所

東部メディカルセンター株式会社

株式会社東洋検査センター

株式会社ビー・エム・エル

株式会社ファルコバイオシステムズ

株式会社保健科学研究所

株式会社メディック

近畿地区協議会

株式会社エスアールエル

株式会社L S I メディエンス

株式会社大阪血清田辺臨床検査センター

株式会社大阪血清微生物研究所

株式会社大阪細胞病理研究所

一般社団法人京都微生物研究所

株式会社近畿予防医学研究所

株式会社サカイ生化学研究所

株式会社ジェ・シ・アル (J・C・R)

株式会社昭和メディカルサイエンス

株式会社中央微生物検査所

株式会社ニチャク医学検査研究所

日本医学株式会社

株式会社日本医学臨床検査研究所

株式会社日本食品エコロジー研究所

一般財団法人阪大微生物病研究会

株式会社兵庫県臨床検査研究所

株式会社ビー・エム・エル

株式会社ファルコバイオシステムズ

株式会社福山臨床検査センター

株式会社保健科学研究所

株式会社保健科学西日本

株式会社メディック

株式会社和歌山医化学研究所

中国地区協議会

有限会社岩国臨床検査センター

株式会社エスアールエル

有限会社エフエムエルサービス

株式会社L S I メディエンス

株式会社オーエムエル

株式会社岡山医学検査センター

株式会社キューリン

株式会社協同医学研究所

有限会社佐々木臨床検査センター

株式会社日本医学臨床検査研究所

株式会社兵庫県臨床検査研究所

株式会社ビー・エム・エル

株式会社ファルコバイオシステムズ

株式会社福山臨床検査センター

株式会社保健科学研究所

有限会社山口臨床検査センター

株式会社リンショー

株式会社リンテック

四国地区協議会

株式会社エスアールエル

株式会社愛媛メディカルラボラトリー

株式会社愛媛臨検

株式会社L S I メディエンス

株式会社四国中検

株式会社ビー・エム・エル

株式会社ファルコバイオシステムズ

株式会社福山臨床検査センター

株式会社保健科学研究所

九州地区協議会

株式会社エスアールエル

株式会社L S I メディエンス

有限会社北九州衛生検査研究所

株式会社キューリン

株式会社キューリンパーセル

株式会社協同医学研究所

株式会社クリニカルパソロジーラボラトリー

有限会社久留米臨床検査センター

株式会社C I S

株式会社シー・アール・シー

有限会社多久臨床検査センター

有限会社中央医学検査研究所

株式会社チューケン 日本医薬中央研究所

有限会社長崎医学中央検査室

微研株式会社

株式会社ビー・エム・エル

株式会社ファルコバイオシステムズ

株式会社福山臨床検査センター

株式会社保健科学研究所

株式会社保健科学西日本

株式会社ラボテック

株式会社臨床病態医学研究所

株式会社リンテック



ACCESS

JR 総武線「飯田橋」駅	東口徒歩 5 分
東京メトロ有楽町線 / 東西線 / 南北線「飯田橋」駅	A1/B1 出口徒歩 5 分
都営大江戸線「飯田橋」駅	C2/C3 出口徒歩 2 分

衛生検査所業公正取引協議会

〒112-0004

東京都文京区後楽 2-3-28 K.I.S 飯田橋 2 階

TEL / FAX : 03-5805-0250

医療機関のみなさまへ

衛生検査所業公正取引協議会

「衛生検査所業の公正競争規約」は、景品表示法に基づき、消費者庁長官と公正取引委員会の「認定」を受けて設定した業界の正常な商慣習確立のためのルールです。

公正競争規約遵守のため、医療機関の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

■提供できない景品類

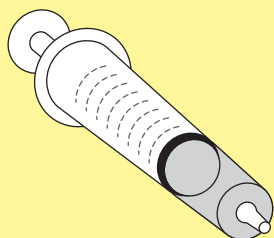
- ・ 物品（真空採血管、医療用具、遠心分離機、事務機器、贈答品など）及び土地、建物等
- ・ 金銭（費用の肩代わりを含む。）、金券、株券、商品券などの有価証券等
- ・ きょう応（映画、演劇、旅行、その他催物等への招待や優待を含む。）
- ・ 便益、労務その他の役務（無料検査、レセプト・書類の搬送など）

■例外的に提供が制限されない景品類

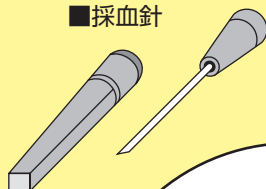
- ・ 検体を医療機関から自社の検査センターまで保管輸送するための容器（検体採取など他の用途にも使用できるものは含まない。）又は便益を高めるような物品の提供
- ・ 衛生検査に関する情報その他自社の衛生検査に関する資料、説明用資材等の提供
- ・ 短期間のテスト検査（原則 1 週間以内、新検査法による比較検査及び研究用検査は 4 週間以内）の提供
- ・ 慣例として行われる自社主催の忘年会等の親睦の会合、自社の創立記念行事等における「社会通念上華美過大にわたらない範囲」での景品提供

次に示すのは、無償提供が禁止されている
容器・検体採取用具類の一例です

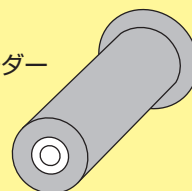
■採血シリンジ



■採血針



■採血ホルダー



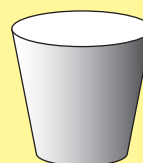
■真空採血管
(3種検査用及び
特殊検査用のすべて)



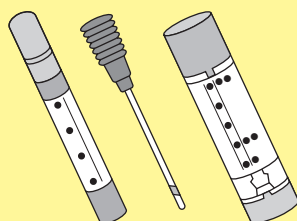
■マルチ針



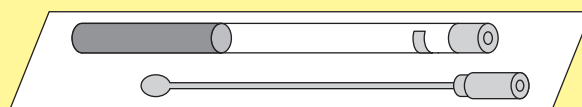
■ハルンカップ



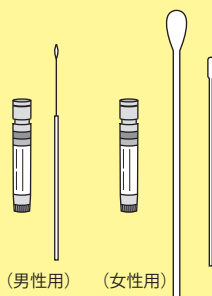
■便ヘモグロビン



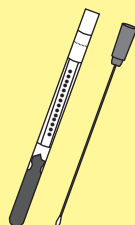
■検体採取用具セット



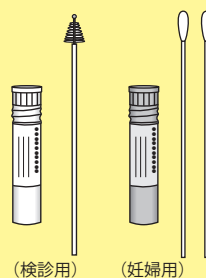
■クラミジア・淋菌用容器



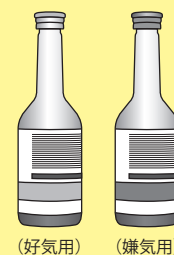
■細菌検査用スワブ



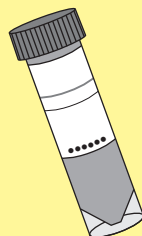
■HPV容器



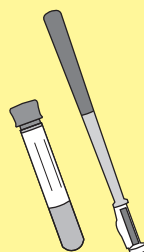
■血液培養容器



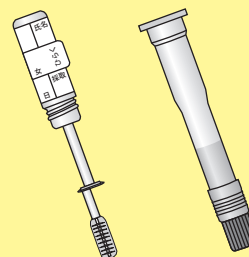
■喀痰管



■婦人科自己採取容器



■便中H.ピロリ抗原用排便管



衛生検査所業公正取引協議会

〒112-0004 東京都文京区後楽 2-3-28 K.I.S 飯田橋 2 階
TEL/FAX 03-5805-0250 <http://www.kensa-koutorikyo.org>